

新旧対照表（附則第四条関係）

改正後

改正前

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）				
一（略）				
二 給与				
人事管理文書の区分	（略）	規則九― 一二一（ 広域異動 手当）		
	（略）	第八条第 二項の住 居等を明 らかにす る書類		
基準日	（略）	確認に係 る要件を 具備しな くなった 日		
保存期間	（略）	五年		

備考	三〇二十 (略)	規則九―	第六条の	通知した	五年
		一四七(	通知の文	日	
		給与法附	書等の写		
		則第八項	し		
		の規定に			
備考	三〇二十 (略)	よる俸給			
		月額)			
備考	三〇二十 (略)				(新設)
					(新設)
					(新設)
					(新設)
備考	一〇三 (略)				